

第四十回 参議院農林水産委員会會議録第二十一号

昭和三十七年三月二十九日(木曜日)
午前十時五十六分開会

委員の異動

本日委員野瀨勝君及び小笠原二三男君
辞任につき、その補欠として藤田進君
及び江田三郎君を議長において指名
した。

出席者は左の通り。

委員長 梶原 茂嘉君
理事 石谷 憲男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
東 隆君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
古池 信三君
重政 庸徳君
温水 三郎君
藤野 繁雄君
大森 創造君
北村 暢君
清澤 俊英君
戸叶 武君
天田 勝正君
千田 正君

政府委員

農林政務次官 中野 文門君
食糧庁長官 大澤 融君
水産庁長官 伊東 正義君

事務局側

水産庁次長 村田 豊三君
常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

食糧庁業務 中西 一郎君
第二部長

本日の会議に付した案件

○漁業法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(梶原茂嘉君) 委員会を開会いたしました。

委員の異動について御報告いたします。野瀨勝君及び小笠原二三男君が辞任、その補欠として藤田進君及び江田三郎君が選任されました。

○委員長(梶原茂嘉君) 漁業法の一部を改正する法律案(閣法第一三二号)水産業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第一三三号)、以上参議院先

議の二案を一括議題といたします。議の二案に対する質疑を行います。質疑のある方は、順次御発言を願います。

ちよと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(梶原茂嘉君) 速記を起こして下さい。

○委員長(梶原茂嘉君) 速記を起こして下さい。

○北村暢君 それでは、本日の新聞報道で高崎代表が出発いたしますと同時に、ソ連側の規制区域の拡大の問題が、二十八日の本会議の規制区域の強化に関するソ連側の見解として発表せられたようでございます。これによりますという、サケ、マスの生息する全水域について規制をするという非常に強いソ連側の提案のようでございます。これに対して日本側からは自主規制でいいのだと、そういう積極案を出して対抗する、こういうようなことが報ぜられておりますが、前のこの委員会におきまして質疑がかわされたように、その自主規制の問題においてすら、国内でまだ結論を出ないまま高崎代表が出発をせざるを得ない、こういう状態であるわけでございます。したがって、私の質問したいのは、そういうソ連の非常に強い全域にわたって規制をしようというものに対して、あらかじめ区域外は自主規制でいいのだと、しかも流し網二割、区域内において一割、母船式一割という具体的な案がすでに国会でも論議せられ、情報としてもおそろくもうソ連に伝わっているんじゃないかというふうに思われるのでありますけれども、そういう日本側としては、この流し網二割削減あるいは母船式一割というような最終案で臨もうというように、外交折衝として私はこの日ソ漁業が日本の意思どおりに一体きまるのかどうなのか。しかも、短時日の中にこれを決定しようという意見、考え方のようであ

りますから、そういうことが實際外交問題として日本側の意思というものが通ってこの交渉が妥結する、こういう見通しに立っておられるのかどうなのか、この点をひとつお伺いしておきたいと思っております。

○政府委員(伊東正義君) 今の御質問でございますが、ソ連の提案は実は私もけさ新聞で知りまして、まだ公報は実は参っておりません。しかし、おそれらくモスクワ発でございますので、そのおりの提案があるのだらうと思われまます。これは実は昨年規制区域拡大につきましては、同じ趣旨の提案を向こうはいたしております。しかし、昨年はやはり日本側がある数字を言いまして自主規制をするということで、その規制区域拡大は日本側は断わりまして出漁したというような経過でございます。ただ、今年はこの前も御説明しましたように、非常に資源が悪いということを両方が認めておりますことと、もう一つは、昨年規制区域拡大に對しまして日本は自主規制をすると言ったのでございまして、それがなかなか言うとおりのまいかなかつたという事情がございますので、二つの理由でソ連側としては昨年以上に強くその点は主張すると思っております。日本側の自主規制案というものを、強い自主規制案を向こう側に示しまして、それで四十五度以南まで規制区域を拡大するということは、私は昨年同様断わりたいというふうに考えてお

ります。これが四十五度以南になって参りますと、先般も申し上げましたが、内地の沿岸のサケ、マスを取っているはえなわ漁業者でありますとか、日本海の流し網、これは、いろいろ入れますと二、三千になります。そういうものまで一々ノルマをきめて出ないといれぬ。その上でソ連の監視船にも監視を受けるといようなことになりまして、非常に日本側としても漁業がやりずらくなるという結果になりますので、これは何としても規制区域拡大には日本としては反対するという態度で臨みたいと思っております。ただ相手のあることでございますので、今ここで最終的にこうだと申し上げられませんが、私どもとしましては、日本側としてもそういうことをやるかわりに、これは絶対断わるという態度で臨みたいと思っております。

○北村暢君 その態度で臨まれるのは当然でありますけれども、すでに二割休漁する。流し網で二割、母船式で一割、こういうような案がすでにもう伝わっておりますのじゃないかと思うので、したがって外交折衝でありますから、昨年も全水域について出してきたこと、しかも相当強いソ連側の意向としてこれを出してきているということになれば、外交折衝ですから百パーセント要求というものが通らないということとはあり得ることだと思っております。そうしますと、すでに流し網二割、母船式一割というのは、日本の国内としてはこれ以上の規制をやるなんていうこ

りません。これが四十五度以南になって参りますと、先般も申し上げましたが、内地の沿岸のサケ、マスを取っているはえなわ漁業者でありますとか、日本海の流し網、これは、いろいろ入れますと二、三千になります。そういうものまで一々ノルマをきめて出ないといれぬ。その上でソ連の監視船にも監視を受けるといようなことになりまして、非常に日本側としても漁業がやりずらくなるという結果になりますので、これは何としても規制区域拡大には日本としては反対するという態度で臨みたいと思っております。ただ相手のあることでございますので、今ここで最終的にこうだと申し上げられませんが、私どもとしましては、日本側としてもそういうことをやるかわりに、これは絶対断わるという態度で臨みたいと思っております。

とは、今業者のほうは全然考えていないわけです。私はそう思うのです。そういうふうな中で、この二割すらまだ決定できない状態なんでありまして、これは非常に大きな混乱が起きているのではないかと、こういうふうにおっしゃるのですが、その長官のおっしゃるあくまで主張をしたという気持はわかりません。わかりませんが、外交折衝のやり方としては、非常にまずかったのではないかと、そういう感じがするのです。したがって、この点については見通しとして、従来の経験からいって、この日本側のすでに考えている自主規制というものがさらに狭められ、大幅な規制を受ける、こういうようなことがあり得ると考えておられるのか、どうなのか。この点をひとつお伺いしたいのと、それからサケ、マスの生息の全水域について規制をするという事になりますと、一体なぜこの日ソ漁業というものの、資源論から何からいつて、条約として規制をしていく中において全水域についてやるという事になると、これは監視するにしても何するにしても、非常にめんどろな問題になってくるのではないかと、もうこれは条約として結ぶこと自体が、何か私どもとしてはおかしいのではないかと。公海であるから自由の原則に立つというの、もう千田委員が盛んに主張したところなんでありまして、そういう公海の自由の中において、自主的に量的に規制をするという程度で、監視なんていうのはもううんと楽なといいますか、そういうようなことになっていかないかと、監視

だの何だのそのものが徹底しなくて、できなくなるのではないかと、こういうふうに思うのです。したがって、こういう方向、規制措置といいますが、ほんとうに良心的な自主的な規制ということでもって、お互いにソビエトなり日本なりが、業者にある程度の何といいますが、先ほど言うノルマ的なもので自主的に規制をするということでも、もう漁業交渉そのものが、私どもはどうも規制する価値というものが、ないのじゃないかと。あくまでもそこまですてしまつたならば、公海の自由ということでお互いに自主規制をやるということでも、何といいますが、外交交渉といいますが、そういうようなものでいいのじゃないか。毎年々々膨大な日数をかけて資源調査をやつて、そして毎年々々こういう交渉を繰り返して、そして非常な国際問題として問題化してやるほどの価値というものが、一体あるのかないのかということについて、非常に疑問に思うのです。したがって、そういう面からいって、こういう全水域なんという事になつてくれば、いっそ公海の自由の原則でもって、ごく軽いものを持っていく必要があるのではないかと、こういうふうにも思うのですが、そこら辺の見解はどういうふうなものでおられるのですか。それでもなおかつ資源的に共同調査をやつたり、科学的な調査をどうしてもやらなければならぬのか、私どもは疑問を持たざるを得ない。そういうようなことで、今後の交渉の方針といいますが、そういうことについて見解をひとつ承つておきたい。

○政府委員(伊東正雄) 二つ御質問でありまして、これ以上もつと強い規制があるかと考えているか、今の一割二割という休漁案を出しておりますが、これ以上のことをやる必要があるかどうかという御質問でございますが、まだ交渉がそこまで進んでおりませんが、これはわかりませんが、ソ連が規制区域を拡大しようとした裏には、おそろく規制区域を拡大して、その拡大した規制区域の中にもある程度の数量を得ようという前提だと私は考えます。しかし、これはこの前も御説明いたしましたように、一割、二割といふことを言いましたが、これで全部であるかどうか、操業期間をどうするかというふうな問題につきましては、まだわれわれもいろいろ交渉がございまして、何とも言っておりませんが、この一割、二割でいいの、あるいはもう少しいろいろなことが問題になるのかという事は、これは交渉の過程ではそういうこともあるかもしれぬというふうには実は考えております。これは今後のことでございまして、高橋代表に実はおまかせいたしておるようなわけであります。

もう一点の規制区域拡大の問題であります。拡大をいたしました、現在四十五度以北でやられている取り締まりをやれということになりますと、現実の問題として日本ではできません。これに關係するものは船でも数千ございまして、それに一々ノルマをやつてそれを守るといふことは、日本海、大平洋のはえなわをみんな含めておりました、これはどうしてもできません。それで現在は日本側では日本海の流し等につきましては知事の許可制でやつておる、はえなわについては大臣の許可あるいは小さいものについては北海道の知事許可というように、いろいろなやり方でやっておりますが、これはノルマ、こういうものは実は与えていないわけでありまして、そういう自主的な規制をやつておるわけでありまして、われわれもいたしましては四十五度以南についてはやると思はれますが、今のようなり方がある程度工夫していくというところが現在においてはせいぜいじゃないかと、四十五年度以北でやつておるようなああいう一船々々にノルマをやつて厳重に監視するといふやり方は、以南ではとても私にはできないと思つておりますし、またそれをやることは非常に複雑で、漁業の実態に沿わなくなつて参りますので、やはり四十五度以南というものは拡大は絶対断つた方がいいことを言つておるわけでありまして、ただ、共同調査とか、そういう問題になって参りますと、これは北洋の鮭鱈資源につきましては、四十五度以南でも当然これは同じ魚種がありまして、それが北上してくるということがあるわけがございまして、であります。これは日ソ兩國がこの北洋の鮭鱈資源を将来にわたつて有効利用していくという前提で共同保存をしていくのだというふうな見地からしますれば、これは四十五度以北ということに限りませんで、以南等につきましても向こうの人と共同調査をする、こつちも向こうのオホーツク海に入つて共同調査をするというふうなことは、これは私はやつていいのじゃないかと、これは日ソ關係だけじゃなくて、日米加にも同じような問題があるのであります。日本でもアラスカ系のサケをだいたい取つておりますので、サケだけではないが、北洋のアメリカ、カナダ寄りのベーリング海等につきましても、鮭鱈等についていろいろ共同調査をいたしております。そういうことからして、この共同調査については四十五度という線を切る必要はない。これはもっと南にわたつて調査することは必要だと思はれますが、私どもは四十五度以北のような規制はとうていとれない、そこまでする必要はないというふうな考えをしております。

○北村暢君 今申されるように、私も四十五度以南の零細の漁民の出漁権まで一応規制するというのは、実際問題として不可能だと思つておる。したがって、なぜソ連はそういう実質的に日本が規制しようとしてもできないようなものを、なぜこれは、その四十五度以南まで全水域にわたつて規制をしようなどという事を提案してくるのでしょうか。そこら辺のところ、昨年も出てきたというならば、實際的にソ連が幾ら規制区域を四十五度以南まで拡大して全水域にしてみたところ、実際問題として日本の行政として規制もできないけれどもできないといふ、それからいって漁民の生活権を全部奪うといふことには、これはもちろんいかならない、そういうような非常に困難なものだ。母船式流し網というやうなある一定の規模のもの、数量的にもある程度規制のできるもの、こういうものでなければ規制する意味がないと思つておる。そういうような点で四十五度以南全水域なんということ自体がどうもわからない。それが今おっしゃるやうに、資源調査の面についてその全水域というのか、資源調査の問題だつたならば、規制区域があつてもなくてもできるというのですから、そ

であったならば全水域ということも成り立たないのだし、あくまでも漁獲量に問題がある、規制区域の問題がある、そういうふうに考えますので、全水域に拡大するというソ連の意図が那辺にあるのか。私もやはり国内として、沿岸漁民がいかに鮭鱒にたよっている零細な漁業者がおるかというこの国民的な世論といえますか、そういうものについて、いかにソ連といえども零細な漁業者の生活権まで奪うというようなことは、私はあり得ないのじゃないかと思うのです。そういうような点はどのように反映されておるのか。まだ日本国内の騒ぎ方が足りないのかどうなのかはわかりませんが、全水域の問題がごとしは強硬にやってくるというのですが、去年も出ておるといふことになれば、一体どの辺に真意があるのか、私はわからないわけなんです。一体、この交渉の経過におけるソ連の主張、全水域に拡大するというソ連の主張というもののねらいというものは、どういうところにあるのか、それからまた、交渉の経過でどういう主張がなされているのか、その辺のところを、事情が私にはわかりませんが、おわかりになっておいたら、ひとつお知らせ願いたいと思います。

○政府委員(伊東正義君) 今年の向こうの提案は、先ほど申し上げましたように、まだ確報が参っておりませんが、詳細はわかりかねるのでございませぬが、ソ連のいつも一貫して主張しておりますのは、資源の面から見れば四十五度線まで切っても意味がないのじゃないか、これは鮭鱒の資源からいって、四十五度以南から北上してくる資源で資源として一つのものだ、それに線を引きこれを規制するとしても、これは片手落ちじゃないか、規制といいますが資源保護、配分両方の面から見まして片手落ちじゃないか、同じ資源であるのだから、それは一つの資源としてやはり規制をするなり、あるいは資源の保護をすべきじゃないかという主張に、公式的といえますか、そういうことが根拠になって主張されております。ただ、私は直接交渉にはまだ一回も当たっておりませんが、いろいろ考えられますことは、南に広げるといっても、先ほど申し上げましたように、沿岸の数干というものを、これは規制するということは困難でございませぬ。でありますので、おそらく向こうは、一つの考え方としては独航船を、以南の鮭鱒流し網というものは大体同数でございませぬ、四百十四隻、片っ方は四百十隻、大体同数で、しかも以南の流し網のほうが独航船よりも一万トンのよけ取っておるといふような現状でございませぬので、おそらく向こうのねらいは、以南の船につきましてどういうものも独航船と同じに規制すべきじゃないかというふうなことも、私は全水域に規制区域を拡大しろということには、腹の中にはそういうことが含まれているのじゃないかというふうなまに、感じ取られるのでございませぬが、具体的にはそこは言わぬで、向こうは、これは資源は一つであるから全水域にすべきだということを実は主張しているような次第でございませぬ。

○北村暢君 大体、資源論からいえば、そういうことになるかもしれないけれども、実際問題として、以南の流し網そのほかのはえなわ、いろいろあるわけですが、流し網を今自主規制というところで交渉の条件に持っていく、域外に持っていく、その程度が日本国内としてはせいぜい規制できる、区域外で規制できる限度だと、それ以外はやれなくても行政的に不可能に近い。そういうことでもって、この四十五度以南の規制区域拡大については反対する。こういうことのように、が、そういう不可能な状態というものが一体どれだけソ連が認識しているのか、資源論だけでやってくれば、それは全水域ということの影響ないことではないですから、あり得ると思うのですけれども、規制の措置のできないものをやれといわれても、これは実情がわかれば無理だということもわかるんじゃないかと思う、私はそう思うのであります。でありますから、四十五度の線というものを確保するために、それが最大の山として日本側も考えておる。そのために相当な譲歩もする、こういうような形のもので出すに出ているわけでありませぬから、そういう点が、私も最初に申し上げました条約をそういうふうな結ぶ価値ですね、区域を無制限に拡大して行くということになると、実際問題として国内としてはできないわけですから、規制をやるということも、一々監視も行き届くわけではないし、規制するといつても、なかなか困難だということになってくるのですから、これは条約を結んでみても守られないということになってくる。そうすれば、もう零細な漁民について、これはもう産業か何か、強制措置を講ずる以外に条約の規制を守るといふ方法はなくなくなってくるんじゃないかと思う。そういうことは、生活権の問題ですか

ら、そう簡単にいく問題ではないわけですから、もういっせよそういうことになれば、資源調査をやつて、ある程度の目標においての母船式なり、あるいは流し網程度の自主規制がやれるのだ、それで、もっと軽い、資源調査によって自主規制というふうなことを、お互いに幾らとか何とかいうことを、毎年々々何万トンといったようなことをきめることでなしに、もっと軽いものにして、そしてソ連からの監視の何だのということをやられたのではかなわないので、やはりもっと軽い意味の条約といえますか、何といいたすか、そういうことで、公海原則ということを打ち出したところで、別に資源論から自主的に規制をする、こういう方向でいかなないものだろうか。あまりに区域を拡大するというものにならぬかと、条約の効果というものが何か実際問題として、結んでも意味がなくなってくるんじゃないか、このように感ずるのですが、先ほど、昨年あたりについても、規制区域内におけるものと、それから規制区域外は七万トンというものが八万トン取った、これはけしからぬ、こういうふうなことは、うで、これは交換条件ということでは絶対ないんだ、こういうふうなことで、ようでありますけれども、実際問題として、割当したものでも何でもないので、全部取ったのを集計してみたら八万トン取っちゃった。これはけしからぬといつて、あとから言われてみても、零細な漁業者としては非常に困るのじゃないか。そういうふうなことで、もっと国内問題として、母船式、流し網等規制のできるものと、実際問題としてできないものと、それから今後には

おける零細なものについては、漁船そのものについて一併許可制にしていくとか何とかで、知事並びに大臣許可、いろいろ規制の方法はあるわけですか、そういうふうなことで国内の漁業法による規制というもので、今後の資源に見合ったような規制を加えていくというふうなことで外交折衝というものがなされるべきではないか。もっと公海の自由ということ、自主的な立場で規制するということが事足りるのじゃないか、そういうふうなことを固執する、この四十五度というものを固執する、この四十五度というものを固執する、これは、将来利益なのか、ソ連みたいにうんと拡大してしまつて、軽い意味の規制にして、国内の今後の漁獲について、できるだけの自主的規制というふうな方向でいったらいいのじゃないか、こころが私どももいろいろありますから、どうも将来の見通しを立てて、毎年々々、七回目になるわけですが、日ソ漁業といつて毎年大臣クラスの人が行つて折衝してやらなければならぬ、まことにわずらわしいというふうな感じがするのです。もっと簡単にいかなないものなのか、そこら辺のところはどうなんですか。

○政府委員(伊東正義君) 私、毎年毎年漁獲量をきめなければ出漁できないという条約のやり方は、まことにわずらわしいというものは、全然同意でございませぬ。この条約を将来改定します場合に、これをどういうふうにするかというところにつきましては、これはよほど検討いたしませんと、今のようなやり方がいかにどうかということ、私は、私は非常にこれは疑問がございませぬ、十分検討する価値もある問題

だと思っております。毎年々々やるなら、科学的に何といひますか、ぴしゃっと前の年の十二月ぐらいに計算が簡単にできて、だれも異論を差しはさむ余地がないというような何か方程式でもできまして、みんなが、関係国が納得するというやり方で、そういうものがぴしゃっと出るというようないやり方であればいいのでございませうが、今のようないやり方でございませう、毎年その上で出ていくという事は、非常に問題があるというふうに私も考へておりました、これは将来の検討問題にいたしたいと思っております。来年は、特に日米加の問題、あるいは海上獵獲を全然禁止してございませうオットセイ条約の問題等、いろいろ国際的な問題がございまして、日ソ、日米加、いろいろ関係がございまして、これは十分検討してみたいと思っております。

それから今の四十五度の問題でございませうが、これは条約では今四十五度以北が規制区域でございませうので、話し合いがもしもつかなくとも、四十五度以南は日本が出漁できるというふうな今の条約ではなっているわけでございます。向こうはそれを四十五度を広げて条約を直すという主張でございませうので、これは話し合いがつかなくとも、四十五度以南は実は今の条約では出漁できるわけでございます。ただ、いろいろ交渉上どういふふうなことを取り扱っていくかというところについては、問題がございませうので、なるべく四十五度以南についてもある程度話し合いがついて、その上で出漁したいというふうな考え方をとっているわけでございます。

なりませうが、漁業権の期間延長の問題ですが、現行法には、補足説明にも示されておりますように、附則に、当分の間は延長の取り扱いには適用しないというふうな規定がある。昭和二十四年ですか、こういうふうな附則が入ったのです。「当分の間は適用しない」ということ、附則についての解釈が行なわれております。速記録ではございませうので、必ずしも明確ではないかと思存しますが、その当時水産庁のほうから説明されている。「当分の間は適用しない」という意味は、具体的には第二回目の再割当のときに免許を受けようと考えているのであるというふうな説明が行なわれている。その趣旨からいいますと、過渡期においてはいろいろ問題があるが、一応停止はするけれども、落ちついて参りますれば、当然原則に戻って、期間の延長を認めるという趣旨が、ここで明確になつておるので、今回これを廃止しようとする理由としては、今度の御説明に、漁業の総合的利用を目的とする漁場計画制度の趣旨からしまして、云々、こういうふうな言われておる。このことを私ども長官の御説明によつて、海況の変化その他からいたしまして、有効に漁場を開発して参りますために必要かと思ひます。で、そういう場合には当然海区調整委員会ですか、そういうところを知事が諮問いたしまして、そこで漁民諸君の総意の反映した結論が出るという建前になっておりますので、そういう場合、その期間延長を認められないということについては、これは漁民の納得の上でございませうので、地元の代表が審議して知事に

答申したという具体的な取り運びがあつた結果ですから、これは私は問題ないと思ふ。それ以外の場合には、やはり昭和二十四年に改正されたときにも、はっきり趣旨としては述べられておられますので、今後にもその趣旨を存続せしめていくということが、零細な沿岸における漁業者に安心して生業にいそしめるという結果を作つてやるというふうな結果を思ふので、そこで、そういう趣旨を明記することに、水産庁のお考えも生かされるかと考へますが、そういうことには御同意がでないのか、同意といつてきめつけるわけではございませうけれども、そういうことがむしろ今度の改正を企図せられた趣旨によく合うのではないかと思ひます。もう一べん重ねてお伺ひいたします。

○政府委員(伊東正義君) お答えいたします。今度の漁業法は、実は今先生がおっしゃいました区画漁業権の期間延長の問題、あるいは大臣許可で、前承継許可という事で、指定遠洋漁業については承継許可をしていくというふうな規定がございませうが、こういうような面につきましては、実は大きな改正を見ておるわけでございます。大臣許可のほうは別といたしまして、今の区画漁業権の問題でございませうが、先般も御説明いたしましたように、区画漁業権につきましては、先生御承知の特定区画漁業権と、その他の経験者に優先して免許する真珠でございませうか、あるいはそのほかの区画漁業権と二つあるわけでございます。特定区画漁業権につきましては、これは一定の要件がありますれば、適格性がありませうれば、優先順位としまし

て、漁業協同組合に当然こういうふうな漁業権、団体管理漁業権になりませう。そのほか一般の経験者優先の区画漁業権があるわけでございますが、これはこの前から御説明いたしておりましたが、区画漁業権につきましては、適格性をきめましたほかに優先順位をきめておるわけでございます。こういう人には優先順位で与えませうという優先順位をきめておりました。その上で期間が過ぎました場合には、先生今お話しされました十一條で、知事が海区調整委員会の意見を聞き、海区調整委員会は利害関係人、漁民の意見を聞きまして、そうしてだれに免許するかということを決めるわけでございます。その場合に先生のおっしゃいましたように、特定区画漁業権だけに、これは期間延長ということをしたくないということも、区画漁業権の中で考へますと、ほかの漁業権の問題も実はございまして、たとえば真珠について十年先になりまして、優先順位で考へてみますと、伊東なら伊東が真珠の区画漁業権をもらつておる、それよりもBならば高いと考へるといふような場合にも、法規上とかそういうことで支障がなければ、順位が低い人でも、前の人から当然免許をもらうのだというふうな形になります。これは優先順位といふことをきめておる趣旨からしまして、実はおかしな事になって参りますので、特定区画漁業権だけに期間延長ということをするのもおかしなことには実はなるわけでございます。それで、私としましては、十一條の漁場計

画を作りませうときには、これは従来は漁業協同組合で特定区画漁業権の団体管理をやつていたというものについては、おそらくそれがまた当然と云つてもいいほどもらえるだろうというふうには考へておるものでございませうが、法制的にこれは当然、また区画漁業権者は全部更新するのだということをやつていきますと、優先順位を立てました趣旨からしても、おかしな事になります。これは私もとしましては、この際はひとつ期間延長の規定は落としたい、ただ優先順位というものは、それから、団体管理ということの条件については、非常に有利になつておるという事でございませう。また区画漁業権等も、実は二十四年当時とだいたい変わりまして、非常に先生おっしゃいますように、沿岸漁業構造の改善といふような事で取り上げられております。また漁獲増殖等もふえ、真珠漁業権等もふえておりました。状態が二十四年当時とは変わつて参つておりますので、私もとしましては、やはり五年なり十年たちましたならば、もう一回漁場については再検討してみたいというふうにはせひしておきたい。ただし、法律的にもあるいは運用の面にも漁業協同組合につきましては、おそらく適格要件、優先順位で、大部分のものは、また与えられるというふうな考へておるわけでございます。

○森八三三君 私もここで主張しておりますのは、個人の漁業権の問題を申し上げておるのではなくて、漁業協同組合等の場合を申し上げておるのです。そういう場合には、優先順位その他から当然に期間の更新が特定の場合

は経験者優先というような、どちらかといいますが、先ほどの団体管理漁業権になりたような漁業権がこれに該当いたしております。

○森八三君 必ずしもここに列記されておるようなものばかりじゃなくて、一般のノリとかカキの養殖の場合におきましても、防波壁を作るとか、いろいろな長期にわたる施設は、最近の実態は相当行なわれておるのですね。そういうことを考えますと、この五年、十年と区別すること自体またおかしいのじゃないかという感じも持つのですね。五年としてあるから、それは現行法のもとにその期間の延長がその部分については認められていくのだ。原則的に認められるということであれば、ある程度関連があること理解できますけれども、同じように施設はしなければならぬ。小さいから施設せんかという施設している。必ずしもそれは生産期間が真珠のように長いとは申しませんが、申しませんけれども、継続性は持つておるといふ場合に、期間は五年に据え置いて、そうして一方では期間の延長措置というものは打ち切っちゃう。何かそこに非常に不安定な実態というものが生まれてくるのじゃないか。お話しでは漁業協同組合等の管理漁業権について、区画漁業権については、一定のものは更新といいますが、延長といいますが、そういうものに優先順位が当然認められるとおっしゃいますけれども、現にある規定を削除するという事になりますと、漁業者としては関連して非常に不安を持つということになると思うのですが、そういう意味から申ししても、漁業権の期間の延長措置というものは、当然他の条章によってその措置されるということであつても、この際は存続しておくということも考えるべきじゃないか。五年、十年という問題から考えても、今の御説明では、必ずしもこの五年のランクへ入つておるものが資本設備等を要しないかというところ、そうじゃない。相当長期の計画に基づいてやらなければ、最近の沿岸漁業というものは生産を上げる、期待するといふわけにいかないという実態にきておると思ふんです。特に工業汚水等の問題を考えますと、そういう問題に関連いたしまして、かなり今度は格別の施策をやつていかなければいけないんじゃないかという感じを持つ。ただ浮遊魚なんかについて養殖場を作り防波堤を作つてやる、これは相当長期の計画を要するといふことはわかりませけれども、そういうものばかりじゃないという感じを持つんです。そういう点からも、どうも何となしに非常に不安定な状態が巻き起こるんじゃないかという感じを持つんです。それはどうなんですか。

○政府委員(伊東正義君) 先ほど申しましたように、十年にいたしました漁業権は、これは優先順位で第一順位だといふようなことが、これは経験者だといふようなことが、これは組合のようにはっきり第一順位として、こういう資格の者は第一順位とするといふようなことが実は書いてない区画漁業権でございます。真珠しかり、大規模養殖事業しかりでございます。これは先ほど申し上げましたそういう漁業権であり、かつ、たとえば真珠のごときになりますと、生産期間が非常に長いといふような特殊事情がございます。

は、当然他の条章によってその措置されるということであつても、この際は存続しておくということも考えるべきじゃないか。五年、十年という問題から考えても、今の御説明では、必ずしもこの五年のランクへ入つておるものが資本設備等を要しないかというところ、そうじゃない。相当長期の計画に基づいてやらなければ、最近の沿岸漁業というものは生産を上げる、期待するといふわけにいかないという実態にきておると思ふんです。特に工業汚水等の問題を考えますと、そういう問題に関連いたしまして、かなり今度は格別の施策をやつていかなければいけないんじゃないかという感じを持つ。ただ浮遊魚なんかについて養殖場を作り防波堤を作つてやる、これは相当長期の計画を要するといふことはわかりませけれども、そういうものばかりじゃないという感じを持つんです。そういう点からも、どうも何となしに非常に不安定な状態が巻き起こるんじゃないかという感じを持つんです。それはどうなんですか。

す。それから大規模養殖業であります。先ほど申し上げましたような理由でございますが、今先生のおっしゃいましたノリ、カキ等に、決して私は資本を投下しておらぬとは申し上げませんが、これはまあ比較的問題でございます。そのほか漁獲も、これは毎年々々上がつてくるというものが大部分でございます。その上に実態は、これは団体管理漁業権になり得る資格のものである、おそらく漁業協同組合がまた生まれるといふようなものであろうといふふうな考えられますので、これは私は五年、十年という区別があつてもいいんじゃないかという判断で今のような規定をしたわけでありませ。

○千田正君 関連して、これは、長官は今まで農地局長をおやりになつておられたからよくわかるんだろうと思ふのですが、農民の場合のいわゆる土地所有権と同じような意味において、零細漁民にとつては唯一のすがりどころなわけですよ。それを五年にしなればならないという根本理由は何なんですか。ここに書いてある理由だけでは私は納得いけません。しかも、これを中心にして最近、この間もお話ししましたように、都市の近傍の沿岸が、最近埋立が盛んになつてきておる。あるいは近代化学工業その他の拡張によって、汚濁、汚水問題等が非常に世間を騒がせてきておる。そのたんびにその対象になるのは零細漁民である、ノリ、カキ等をやつておる漁民である。しかも片方においては、この賠償の問題が起きてくる。権利があるんだから、当然それを漁民は主張するんですが、解決がなかなか容易じゃない。こういうような問題もからんで、あるいは五年にしたらんじゃないか、こつちは悪く推測すればそういうふうにも考えられる。だから、五年にしたという、五年にしたほうが有利なんだ、こういう理由を明確に御説明願わぬという、森委員のおっしゃつておるように、なかなかこれは解決がむずかしい問題だろうと思ふんですが、五年にしたほうが、より以上零細漁民にとつては今までよりも有利なんだ、もつと漁民の生活が向上するんだ、こういうような根本的理由は何なんですか。もう一べん聞かして下さい。

○政府委員(伊東正義君) 五年にいたしましたのは、二十一条で現在五年でございます。これは定置漁業権、協同組合が自管でやりますと、最優先の登録業者、定置漁業権、区画漁業権につきましては現行法が五年になっております。ただ、森委員がおっしゃいますように、現行法の規定がございまして、それを附則で停止したというのが現行法でございます。五年のほうは有利なんだという意味ではございませぬ。現行法どおり五年にいたしました、五年目五年目に、その漁場ではどういふふうな意味で再検討したほうがいいかというかというところで、定置漁業権と一緒にそこは考えまして、現行法の五年はそのままにしたわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、十年といふ例外を設けましたが、これは先ほど申しましたような理由でできたような次第でございます。

○千田正君 十年としたのは、私はまた私の時間でお伺いしますけれども、五年々々にけじめをやつたというの

は、さつき申し上げたように、近代産業が非常に膨張してきておる、あるいは人口の増加によって土地造成等しなければならぬといふような場合において、いろいろなトラブルが起るんじゃないか、そういうような概念があつて、むしろ立法措置をするときの頭の中にあな方は考えておられてやつたんじゃないかというふうなものであれわれは考えざるを得ない。それになつたら、何もそういうふうな別に今までのとおりあつて、そう差しかえある問題じゃないじゃないかと、こう思うのですが、そういうことは全然考えないでおやりになつたんですか。

○政府委員(伊東正義君) いろいろな埋立その他の問題があるので、それに便乗といつてはしかられるかもしれないが、そういうことを頭に置いて考えたのじゃないかというお話でございますが、実は私もそれはそういうことは一切考えておりませぬ。

○森八三君 水産庁が、今千田委員の御質問のようなことを考えて法律を改正なさろうとは私も思いません。思いませんが、それであればあるほど、その趣旨を貫くということが、たとえ法律上の規定として重複するやうなことがあつても、その親切な意図といふものを現わしておく。それを、ここで新しくひよいと持つてきてつけ加えるといふことになれば、何か角張りますけれども、そうでない、現行法の中にある規定をわざわざ取らなくてもいいじゃないか、しかもそれは繰り返して御説明がありますように、優先順位として当然認められるといふものを形式的には省いていくといふような措置はなくてもいいじゃないか。このこと

は明らかに認めることを原則としてきている。経過規定としてそれではない。経過規定が起きているから、そこで附則でもってそれを一応停止をする。こういう考え方、それは混乱の時代で過渡的な場合にそういうような状態が行なわれたのであるというように考えますと、附則をとるのが原則であって、本文をそのまま生かすのが正しい行き方だ、こういうことになると思ふのです。それを今回逆にとつて、そうして役所のほうが権限を拡張する、という誤弊がありますけれども、そういうような形で本文の中にそれを入れて、そして附則はもろろなくなりましょうけれども、そういう形にしていこう、これはなほ非民主的なやり方である、こういうことになろうかと思ふのですが、この点はどうですか。

○政府委員(伊東正義君) この法律そのまま、どういふ時点でものを考えるかの問題がございますが、先生がおっしゃいましたように、附則でできているのは経過の問題、本文からきているのだから当然経過がどうであろうとも本文でやるべきだという御趣旨かと思ひますが、実は今度の法律改正はあとでまた御質問あればお答えいたしますが、指定漁業団体につきましては現在やっておりますことにも相当制限を加える、本文で何も殺してないよ、今完全に生きていっているもの、その考え方に立っての必要に應じて私はそういうことを判断しまして、形式的に、先生が、附則で停止して、本文は書いてあるのだから、法律改正するときはそれは本文を生かすべきじゃないかという、形式的といつてはおしかりを受けるかも知れませんが、そういう論法で非民主的だと思ひますけれども、私はその点は法律改正を、いたします時点に立って、どうやったら一番漁業のためにうまくいくだろうかという前提に立ってものを考える必要があるのではなからうかと思ひまして、そういうふうなものを、附則を本文にしたということがそのまま非民主的だと言われますと、どうもはなはだ私にはつかぬ考えでございますと言わざるを得ないような気がいたします。

○東隆君 私は毎度繰り返すようですが、他の沿岸のことに養殖に関連した方面の漁業は、これはもう古い歴史を持つていられるわけですから、そしてちょうど農地における耕作権を持つておる、こんなような形のものだろうと思ふので、永小作権のような、そういうような場合における問題でも耕作者の権利というものは相当強いのです。それを、官庁がそれに対して制限を加えるというようなことがこれはないわけですか。それを今回原則を改めて、そうして制限を加える、こういうような形になつてきたところに私は非常に問題があると思ふ。それで、古い歴史がないのならばこれは問題でないのだが、新しく根本的に改正を加えるのだ、二十四年にそういう考え方でもってやる場合に、やはり過去の歴史的なものを認めて、そして原則は原則としてあつて本文に書いた。しかし、相当の混乱が起きます、それから問題もあるからこういうものの附則として経過の規定を置

いた、こういうふうに見るのが、これが常識だろうと思ふ。ところが、その経過規定として置いたところの附則の条項を生かしたような形でもって本文を直していく。こういうところに問題があるので、非民主的だとか何とか、そういう問題は別として、私はそういうような、いわば漁民の既得権というやうな、これは個人的なものではありませぬけれども、それに制肘を加えるという、そういうやり方をこれはやはり少し考へていかなければならぬの、じゃないか。ことに私も心配しているのは、ノリのできるような地帯は、農業の方面で、あるいは干拓の問題もございまして、あるいは埋め立ての問題その他の問題も起きてきますし、人口がふえてきますればノリができなくなつて、そういうような方向に必ずいかなければならぬ人がたくさんできてくる。そういうようなときに従来の漁業をやめて、そうして転換をしていかなければならぬというふうな、何ら補償その他を主張する根拠がこれ非常に薄らいでくるわけですか。ああいうやり方をやることによつて、今度の新しい法律でもってやることによつて、だからそういうような弱い者をいじめめるような、そういうことに立つべきでなくて、相当な補償をやつて、そして新たにそのほかにいって漁業をやるとか、あるいはそこにどまっても十分仕事をやつていけるとか、そういうようなことができるような補償を当然強力に主張し得るような根拠がやはり必要だろと思ひます。何もしないで、そうしてまるで手をもいでしまふような形でお役所が上から押つけて離職させる、そういうような形が

起きてきては、これはたいへんなんです。そういう問題はもうたくさんあるのですから、それで、せめて漁業法の中で漁民を保護する考え、補償してやる、こういうような考え方に立たなければ、港灣法が何かで、港灣管理者が相当な権力を持つてやっているとあるのです。私もそれはその問題一つは長年ここにおつたものですから聞かされたり、それから事実そういうような問題にぶつかつておられますから、解決をするのは農林省のほうで解決をされたのじゃないか、かえつて市当局とそれから漁民との間に私どもが中に入つて解決する、そういうような面もあつたりして、清澤さんがそういうものによつたつておるから、そういう法律を原則的に出しても、農林省、水産庁は実は頼むに足りない、そういうような考え方が出てくるのじゃないか。そういう問題があるのでこの問題については、これはなかなか皆さんに質問している人は承服しない中身だろうと思ひます。それで、もっとこれに対して考え方を新たに、そうしていくべきじゃないか。だから、私は本文でもって規定したやつを生かさないうで、附則でもって経過規定として出したものを生かすような、そういうようなやり方はいかんわけだ、こゝ言つておるのです。そういうような背景があるからそういうふうな言つておるのです。単なる説明、そういうようなものでなかなか納得できない中身があるので、こういうことを一つよく御了承願つて、そして今後やつていただきたいと思ひます。

○政府委員(伊東正義君) 先生おっしゃいますことは、かりに附則を本文にいたしましたという形式の問題だけじゃなくて、前提にいろいろの問題があるのだというところは、お話をわかりました。ただ、私も申し上げますように、土地の所有あるいは耕作権と若干この漁業権というものは違つていふふうにおきまして、いろいろな漁港が變つたり環境が變つたりするといふやうなことで、農業におきますよりもだぶん変動要因といひますか、ある程度機動性といひますか、弾力的に漁業権を考へる必要があるのじゃないかと思ひます。それで、森先生に規定でございまして、先ほど森先生にお答えしたのですが、実はこれでもお答えしたのですが、漁業の内務部におきまして、実は新法について、今度の漁業法をめぐりました法人と組合との間での議論があつたことは御承知のとおりだと思ひます。ある期間がきましたときには、優先順位でだれに漁業権を免許したらいいのだというところは、これはそのときの漁場の問題、あるいは経済的な問題もあるかも知れませぬ。そういうものを総合的に見て解決を、委員会でも計画を作りまして、これは民主的にできると思ひます。その上で優先順位というもので、たとえば特定区画漁業権は、これはほとんど組合が優先順位第一順位者ということになつておりますので、それにはおそろしく、個人の区画漁業権者についての優先順位がございまして、その時点で立つて再検討できるというほうが漁業の実態に合うのじゃないかというところ

で、実は附則を本文に直したような次第でございます。これはいろいろ補償の問題とかいろいろ先ほどから御質問がございしますが、私のほうといたしましては漁業権者をいじめるとか、ほかのほうを弁護するためにこれは考えたのではありませんので、漁業内部の問題としてこのほうがいいのじゃないか。やはり漁業権というものを個人なり何なりに固定化してしまうという事はまずいんじゃないか、という判断でこういうふうな直したのでございます。

○東隆君 優先免許その他の場合における優先順位というものを協同組合を第一位に置く。これが私は一番大切だと思ふ。で、このことは私も実は根本的な主張で、漁業権そのものはやはり協同組合を中心にして優先的にこれを認める。そして独航船その他の場合においても、そこまでもひとつ協同組合を第一順位にすべきじゃないか。それで初めて沿岸漁業の振興、そういうような問題が達成されるんじゃないか、こういう基本的な主張を持っておるわけです。そういう点で漁業協同組合を第一順位にされるのは、これは私はいへん、いいと思ふ。だけれども、それが保障されているわけじゃない、この場合において保障されているわけではない。区画漁業の場合、それは漁業協同組合に、そういうような点はよくわかります、だけれども、保障されているわけじゃないのですから、だからもし漁業協同組合にいくという場合にですね、前々から御説明になつておる市の経営その他の方面においてもこれを機会にひとつ計画を変えて、そして革新的な方法を進めるの

にも一つの機会になるのだ、こういうお話をされておるわけですが、しかし、これも役所が漁業権を与えるとか与えないとか、許可を許すとか許可をしないとかというところで漁業権者にそれを強要するということ、そういう形であつてはいかぬと思ふのです。やはり漁業権者みずからがそういうことをやらなければならぬ。そうしてそれに対するところの十分に受け得る条件を備えなければいけないので、その条件が備わらないときには三十七条、三十八条、三十九条でもって取り消しをするということができる規定をされておるのですから、だから漁業権者そのものはですね、みずからがそういうやらなければならぬ。それで役所が、それ、上から漁業権を取り上げるぞと、こういうやられるという、そういうような態勢は、これは私は間違ふと思ふ。だからどうして三十七条、三十八条なり三十九条など、ああ

いのがなければまた話は別です。そういうものを前提において、そして十分役所は経営その他の方面において十分に発言をする条項を持っておりながら、なおかつ本文でもってそういう規定を置くというところは、これは非常に漁業権者に対して不安の念を抱かせるものになる。法律を改正して、そうして安定して、そして安心して漁業をやつていけるというならば漁業はありがたいのですけれども、この漁業法が改正されて生活が不安になつた、そんなようなことになつたんで漁業法というのはあまりありがたいことにならぬわけで、だから、そういう意味で、やはり漁民に安心感を与えて、そしてやつていく、こういう態勢のも

とに立つのがこれがほんとうの考え方である。そういう意味でこの点を強力に私も主張をいたしておるわけです。だから、お考えになつておるようなことが、もし期限を更新するとかの考え方だというならば、三十七条、三十八条、三十九条もこの条項でもってもおやりになることができる。また、そのほうが一般的な指導、そういうような面からいつても非常に意義があるやり方じゃないかと思ふのです。が私はそういうふうな考えます、だから、どうも長官が説明をされる意向は、何か裏のほうに、おっしゃることはそういうことはございませんと、こう言いますけれども、そういうことがどうもあるときに、やりやすいようにするために直すのじゃないか。そういうふうな邪推をされますので、その点はひとつ、何とかして蒙を開いてもらわなければならぬ、こう考へるわけです。

○政府委員(伊東正義君) たびたび御説明をするのですが、まだ御不審が晴れないではなはだ私の不徳で申しわけないのですが、実はほんとうにそういうことは考へておりません。先生、組合は優先順位が第一順位だという保障はないじゃないかというところでございしますが、これは実は十八条に――十四条の二項といふのは地区内に住所がございまして当該漁業を営んでおる、たとえばカキでございますればカキ漁業を営んでおる人の三分の二以上が入つておる組合があればこれは第一順位にするのだ、優先順位の場合に第一順位にするということ、先生御質問の漁業権は、十八条で第一順位とちゃんと法定して実はございします。

それで先生のおっしゃいます延長の規定を入れたらどうかというところは、実はいろいろな人から実は主張がございました。私も知つておりますのは、真珠業者あたりが非常に最後までそういう主張をし、いろいろ各方面に呼びかけたことを実は知つております。しかし、私どもの考え方からしますと、これに対してはまた強い反対が実はございまして、いろいろ議論がありまして、こういう現在のような法案にしてはいるのでございしますが、先ほどから申し上げますように、区画漁業権を割りまして、Aという区画漁業権は延長しないということも、同じ区画漁業権の中でこれは法律的に考えましてもどうもバランスがとれぬ問題でございまして、私のほうの基本的な考え方がやはり五年なり十年なりたつたらば、もう一回そのときの時点に立つてどういふふうな漁場を利用するの一番いいのだということをやするのが漁民にもいいのじゃないかという判断に立ちましてもつたわけでございます。で、どうも前々から申し上げますように、補償を安くするためとか、あるいは埋め立てを便利にするとかいうようなことは実は毛頭考へておりません。

○委員長(梶原茂嘉君) 御報告いたします。てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第九六号)は先刻衆議院から送付せられ、本委員会に付託されました。この際、ただいま審査中の漁業関係二案はしばらくおきまして、てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法

律案(閣法第九六号)を議題といたします。本案につきましては、すでに提案理由の説明及び補足説明等は聴取いたしております。なお、本案は衆議院におきまして修正議決せられております。修正部分は大だいまお手元に御配付いたしましたのでございします。それでは、まず修正部分の説明を便宜政府から聴取することにいたします。ちよつと速記をとめて。
(速記中止)

○委員長(梶原茂嘉君) 速記を始めて。○説明員(中西一郎君) てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案について、過日衆議院のほうで修正がございまして、その要点は三つございします。一つは、現行法のもとでは寒地において生産されるテナサイだけを対象としておるわけでございしますが、今度の修正は府県で生産されるいわゆる暖地テナサイも本法の対象に加えるということでありまして、これが第一点であります。そのために第一条で「寒地における」という字句の削除をされております。第二点でございしますが、暖地テナサイを本法の対象とされることになりましたのに伴いまして、現行法の中で生産年という表現をとつておりましたのを「は種年」というふうに変えられました。第三点は、これは秋まきピートの関係でございしますが、修正の附則のところでございますが、附則の第二項として追加されておりますが、秋まきものを原料として製造されるテナサイ糖につきましては一年間の効力延期にもかかわらず、その先に

ついてもなお効力を有するものとする
ければ今後の生産は私は伸びない、それ
われておりますけれども、甘味資原振
えることによつて、ある程度の原料
か、その点はいろいろあつてなるの

御計画でも、面積も伸び、反収も二・七トン以上のものになるというようなことをお考えになっておられるようでありますが、そうしたことになるかどうかと思いません。しかしながら、ここで私も考えなければならぬのは、テンサイの価格が高ければ高いほどいいかというのと、そういうものではないかと思うのです。今申し上げたようなことで三十五、六のあつた異常な状態のあとを受けて農民の生産意欲というものが大いに影響があつたと思ひますので、ここで価格を大いに上げますの生産意欲を大いに伸ばすのだというようなお考え方もあるかと思ひます。すけれども、さらにもっと根本的に振り返つて、やはり生産を伸ばすということ、生産性を上げて収益を高めることのほうが大事なものであつて、そういう意味で価格政策だけによらぬので、今後生産構造、おそらく農業構造というような問題にもなると思うのであります。そうした形でテンサイのほんとうに長期的な発展を願わなければならぬと、こういうふうにしておられます。

農林省としてテンサイをどういうふうに扱っているかということでありまして、すけれども、私どものほうは流通とか価格とかいう面からやっているわけでありまして、もちろん農林省全体としては、振興局でも生産指導で生産性を上げるといふようなことではないかと思ひます。そういう考え方でテンサイ生産も伸ばしていくというふうにしていききたい、こう思っております。

○北村暢君 どうも聞いていますという、価格あまり上がりそうもないようですな。その生産性を上げて価格を上げないほうがいいようなふうな聞こえのようですが、今日の価格の引き上げの問題はそう簡単な問題でないと思ひますよ。これは先ほども申し上げましたように、ほかの農産物との価格の対比からいっても、生産農民の要求というものは私は妥当だと思ひます。そうありはつたりのかかつたものでないか、こういうふうな判断をしたと言つて、どうもそこら辺の判断は、高ければ高いほどいいというふうには私に言つていないので、妥当なものであると、こういうふうな思つて、こういうふうな言つておられるわけなものでありまして、そういうふうなテンサイの生産物の価格というものを上げるという要求が一方にあり、そして国際価格は下がつていて、一体、それで選択的拡大というところで、テンサイというものは有望なかどうかというところは、私としてはやはり政府として考える筋合いのものではないか、こういうふうな思つておられます。そこで、十カ年計画によつて大体三十六年度までは計画どおりにおられるのです。このことはなかなか施策がよかつたのか悪かつたのか知りませんが、せんけれども、しかし、北海道の道としてのテンサイに対する力の入れ方も、私はあつたかと思ひます。そういう点から言つて、まあ今までは計画どおりに大体きつたのだけれども、今後その四十三年で持つていくというわけなもので、そういう急速に伸びていくとして、この作付反別が減つたということ、こ

れはやはり問題があつて、先ほど中西さんの説明でも、一つの考え方として問題のあるところだと、こういうふうな言われているので、三十七年度から操業を新設して、三十七年度から操業を始めるというのに、作付反別もふえなかつたり、反収もふえなかつたりしたから、これは工場が参つちまうことはわかり切つておられるのです。だから、今年度なり来年度において作付反別の伸びていくのがあたりまえのことなんでしょう。あたりまえのことなんでしょう、そういう中で、二工場ふえたという形で、今東さんからも、その工場の集荷区域の問題について非常に混乱が起つておられることはもう否定できない。そういう中で、一体今後あと五年か六年の間に倍までいくのかいかなのかという問題は、私も、今まで非常によく計画どおりにおこなつておられるけれども、後いくのかいかなのか。政府がやはりそれだけ確信を持ってやられるのかどうかということに、心配があつたからお伺いしているのです。でありますから、私も価格がむやみやたらに上がればいけないということを主張しているのではないのです。そういうことを勘案しつゝ、今度の要求というものは相当妥当なものでないか、このように考へておられるのです。それが価格の高けい望ましくないのだというふうなことになる、今のほうがいいというふうなことになり、今のような気が感ぜられるので、こゝら辺はどうでしょうか。だ

い、こう思ひます。私の申し上げたことに、値段は一向かまわぬのだというふうなことにお願いしたく誤解でありますので、重ねて申し上げておきます。

○岡村文四郎君 今度の一年限りの法律改正では何の意味もございません。ところが、それも今限りですから、四月一ぱいではおとす話に話にならない。ですから真にビートを作らねばならぬ。ですから前年度にきめなければならぬ。そうしませんと、これでは非常に工合が悪いので、ぜひひとつできるだけ早くしていただきたい。これは食糧庁ではございませぬが、何ほでも取れます、作れますよ、ビートは工場が今度十二二になります、それはやり方です。そこで五年しなれば作れぬようなことではだめですが、それは二年連作して三年おいてまたやるということなんです。ところが、今の学者は土地を肥やすということにはちつとも言わない。ただ、牛や機械や馬を買つて、豚飼ひになり牛飼ひになつてだめなんです。そうではなくて、農業の本質は土地です。あなたはきょうずいぶんやつてくれたけれども、一つもそれは言つていない。われわれ生きておる以上は、百姓は土地なんです。これは振興局もだめなんです。さつぱりあかん。三年も言つても通らな。だから、振興局も次官も長官も、土地をやらなければだめだから土地をやつてくれというのでない話になりませぬ。その点お考えになつて、土地を肥やすとビートがやれる。少なくとも三トンは取るうたうたではないと話ははじま

たわけであります。そういうことで、国内のテンサイが伸びやすいようにという形で振りかえをやりましたので、これによって最終の消費段階の価格は変わらないような措置をとるというためにこういう振りかえをやったわけです、今の御質問の、これで消費者価格が変わるのかというお話は、変わらないということでありませう。

○安田敏雄君 その日本の消費量の十四キロというものは、やはり砂糖の消費価格が高いと、国民所得の甘味料に対して支出する面が今の所得では非常に不可能だと、こういうようなことで消費量が少なくなると、その一面の問題があらうかと思うのです。ところが、これは一部医学の中で、最近の小中学校生、特に成年期を前にした人たちの体格が非常によくなったというものは、砂糖の消費の影響だと、こういうことをいわれておるわけなんです。そうしますと、この砂糖の消費価格と国民体位の問題とは非常に重大な、密接な関係がある。そういうことになりませうと、この砂糖の消費価格というものは相当考慮していかねばならぬ、安くしていかねばならぬということにならうかと思つてあります。国内産を、テンサイの生産を増強して、何かそういうことになりませうと、何かそういう面から十分考えていかねばならぬ。非常に砂糖の消費価格というものは重大な要素を持ってきておる。ですからこれは少しも、これからの政策としては、国民に安い砂糖を食べていただく、こういうような方向へ政策を強化していかねばならぬ、こう

いうように思います。この点についてのお考えはどうなんでしょうか。
○政府委員(大澤融君) 安い砂糖を国民が消費できるようにということ、そういう方向だと思つてます。ただ、一挙にそういうことにいたしますと、国内での甘味資源の育成ということにも関係がございますので、そういうことも見合いながら、長い目では下げていくという考え方でやらなければいけない、こう思つてます。
○安田敏雄君 それから十四ページの表なんですが、各工場の会社名がずつとあがっておる図表なんですが、大体会社の資本金というふうなものがおわかりになったら、これはあとでもつけようですが、知らしていただきたいと思つてます。
それからもう一つは、この会社のトシ当りの製造能力があるわけなんです。たとえばトシ当り百万円とか二百万円とかというふうな製造能力があるわけなんです。そういうことはないので、耕作者にだけ総体の生産性を向上させなければいかぬといながら、総体の耕作者の生産性が向上しても、こういうところの能力がきわめて低いと、結局消費者に対する価格というものは高くなつていくわけなんです。ですから、この工場の能力を増進させるということは非常に重要な問題です、生産性を高めるということ、そういう意味で参考までにトシ当り大体どのくらいかかっておるのかというふうなことをひとつまた資料でお教へ願つたいと思つてます。
それから私まだこれはしろうとでわかりませぬけれども、集荷する場合に、これは全部それを政府なりあるい

は会社なり集荷費をみんな持つてゐるんですか。農民が負担してゐるんですか。
○政府委員(大澤融君) 散在して作られておるもので、それを工場まで全部持つてくるということではなく、中間的な集荷所、あるいは中間的な集荷所から工場へという運賃は会社側が負担しておるようでございます。
○安田敏雄君 この集荷に対して、何か外国のほうでは、キロできめて、たとえば二十キロ以上は農民側が持つとか、半分持つとか、二十キロ以内の場合には会社なり買上げる場所を持つとかいうようなことがあるそうですが、日本では全部農民側の負担になっておりますか。
○政府委員(大澤融君) 集荷場所までのやつぱり運賃補助を会社側がしておるんですか。
○安田敏雄君 どのくらいしておるんですか。
○政府委員(大澤融君) 確かな記憶がありませんので、調べてお答えいたします。
○安田敏雄君 やつぱりこれは国民的な問題として消費者側にも生産者側にも十分配慮するといふ建前からいけば、やはり精糖会社が集める場合には、これは自分の費用でやる。そうすると、農民のいわゆる生産者価格というものはそのところで相当得が出るわけなんです。生産者の立場に立てば、したがって、こういうような問題については将来できるだけ考慮していただきたい。そして、また、会社が運搬費を出すということになりますと、集荷も迅速に行なわれてくるという問題も考えられるわけなんです。そういう意

味合ひにおいて、将来考慮すべきではないか、こう思つておられますか。
○政府委員(大澤融君) 今御質問のあったことですが、集荷場所まで持つてきます運賃補助としまして、トシ当たり六十三円、これはまあ平均的な数字ですけれども、六十三円というふうなことがございます。
○安田敏雄君 将来はどうですか。補助率を高くすると、会社が全額負担するとか、問題の見通し、考え方は。
○政府委員(大澤融君) 将来の問題としましては、今の六十三円が妥当かどうかという問題もございませうし、生産者側と会社側とが話し合つて、最も合理的なものをおきめたいだといふことじゃないかと思つてます。
○安田敏雄君 それはやつぱり政府が需給計画を立てるといふ建前からいけば、自主的に会社と農民側で話すといふようなことでなくて、やつぱり行政指導としてこのようにあるべきだといふことではないかと行政にならぬだろうと思つておる。そういう点の将来に対する熱意というか、気持というものが聞きたいと思つておるんです。
○政府委員(大澤融君) テンサイ生産についての大きな方向づけという形でも行政指導といふことは、いいと思つますけれども、個々の取引に立ち入つての政府の介入というふうなことは、必ずしも望ましくないのじゃないか、うかというふうな私どもは考へております。
○安田敏雄君 でも、これは純然たる商法の関係からいくなら、政府が最低の価格を支持するといふことも、これはあなた商法の面からいけば、これも誤りなんです。しかし、農民、生産

者のために最低の価格をきめるという場合においては、当然それに加味される運賃というふうなものについてもある程度示唆を与えるということではないか、これはちょっとおかしな感じもするわけなんです。どうですか、この点は。
○政府委員(大澤融君) そういうお考え方もあるいはあるかと思つておられますが、私どもは、今申し上げたようなこと、具体的な取引に深く介入するといふようなことはむしろ望ましくないのじゃないかといふふうな考へます。
○北村暢君 今の運賃の問題でも、私にはやつぱりテンサイの場合違ふのは、運賃が安くて近い工場へ売れないんです。集荷区域というものがきめられておりました。そうして遠いところへ高い運賃をかりても持つていかねばならぬ。まあこういうことがテンサイの場合あるわけなんです。それはそれをやらなければならぬ。したがって、その問題については特にそういう意見が出てくるのじゃないかと思つておる。大体運賃は生産者が負担するのが普通です。野菜でも果樹でも全部生産者が運賃を負担するといふのが普通なんですけれども、集荷区域というものを規制する上においてそういう意見が出てくるのじゃないか。それで会社と話し合ひということも出てくるのじゃないかと思つておる。したがって、この点については安田委員も強調しているようですから、運賃というものはばかにならないもので、政府でも価格決定の場合に十分考へておらう、これは要望にしてお

味合ひにおいて、将来考慮すべきではないか、こう思つておられますか。
○政府委員(大澤融君) 今御質問のあったことですが、集荷場所まで持つてきます運賃補助としまして、トシ当たり六十三円、これはまあ平均的な数字ですけれども、六十三円というふうなことがございます。
○安田敏雄君 将来はどうですか。補助率を高くすると、会社が全額負担するとか、問題の見通し、考え方は。
○政府委員(大澤融君) 将来の問題としましては、今の六十三円が妥当かどうかという問題もございませうし、生産者側と会社側とが話し合つて、最も合理的なものをおきめたいだといふことじゃないかと思つてます。
○安田敏雄君 それはやつぱり政府が需給計画を立てるといふ建前からいけば、自主的に会社と農民側で話すといふようなことでなくて、やつぱり行政指導としてこのようにあるべきだといふことではないかと行政にならぬだろうと思つておる。そういう点の将来に対する熱意というか、気持というものが聞きたいと思つておるんです。
○政府委員(大澤融君) テンサイ生産についての大きな方向づけという形でも行政指導といふことは、いいと思つますけれども、個々の取引に立ち入つての政府の介入というふうなことは、必ずしも望ましくないのじゃないか、うかというふうな私どもは考へております。
○安田敏雄君 でも、これは純然たる商法の関係からいくなら、政府が最低の価格を支持するといふことも、これはあなた商法の面からいけば、これも誤りなんです。しかし、農民、生産

それから次に、「寒地における」を削って暖地ビートも振興の対象にするということに修正せられてきたわけでございますが、修正せられた分について、このいただいた資料によりまして、大分県、岡山県、秋田県、新設されるものでは青森県、こういうものがありますけれども、大分県等はテストプランでやっているようにございまして、三十六年の二月から増設するという資料になっておりますが、実際問題として大分県のテンサイ工場等の実情を聞いてみますと、これは私も聞いた範囲では非常に困難でないか。県当局も暖地ビートの振興ということで相当力を入れておるが、生産農民がそれになかなかついてこないという実情があるようにございます。したがって、試作の段階においても、大体一日当たりの原料の裁断能力が六百トンで、操業率が三四％とか三二％とかというふうなことがここに出ているようにございまして。したがって、北海道の各会社から比べると、比較にならない状態にある。これを暖地ビートを振興させていくということになるという、これは相当思い切った政府の施策がないという、私はこの暖地ビートというのは、イタリア等の経験からいって可能性があるんだということとを言っておられますけれども、非常に困難な問題でないかと思うんです。したがって、一年間延長ということですが、ほんとうにやはり甘味資源総合対策の中で、テンサイを振興していくということになれば、この臨時措置法だけでは、やはり私はほんとうの意味の振興にならないんじゃないか、このように思うのです。したがって、こういう

修正も出て参りました経過からして、今後のテンサイ振興について、先ほど来よく言っているのですが、選択的拡大に、このテンサイ振興について、政府がどんな意欲をもって対処するかということが、今後の暖地ビートを成功させるか、させないかの非常に大きなかぎになるんじゃないかというふうに思うのです。これは、なまやさしいことで暖地ビートは私は成功しないと思うのですが、で、下手にこういう振興をやつて、あぶらちとらずで、工場はどんどんできたわ、採算はとれないわ、ということ、非常に工合の悪いものになっていくような感じがいたしますので、こちら辺のところは、ひとつ私は重大な関心といえますか、注意を喚起すると同時に、政府の根本的な対策というものがおありになるのかどうなのか、最後にこれだけ聞いて、私の質問を終わりたいと思

います。

○政府委員(大澤融君) 暖地ビートについての御質問だと思いますが、確かに、暖地ビートをどういうふうにするか、暖地ビートとどういうふうにするか、ということ、これはまあ県によっていろいろな段階があると思えますけれども、大きな工場を作ります、その原料が十分に集まって、企業の採算がとれるというぐらゐのビートの生産が上がり得るように、農家の農業経営の中にビート生産が合理的に組み込まれていくという形がとれません、なかなか生産が伸びないのではな

いかと思えます。一体そういうふうなことは、方法はどういうふうにしたらいいんだということ、必ずしも今日解決がついていると思いません。そういう意味で、私からお答えするのはあ

るいは適当でないかとも思いますけれども、ビート生産をどういうふうにするか、暖地ビートをどういうふうにするか、というふうなことにつきましては、今せっかく調査をし、あるいは検討し、研究している段階でございまして、そういう意味で、今度私どもが単純に一年延長をお願いした趣旨も、そういうことでございましてけれども、暖地ビートの育成というふうなことに

ついては、そういう考え方で、現在の調査結果を待って、基本的な対策と申しますか、考え方というものが確立されるようになり、それにしたがって、総合的に甘味資源の対策も展開されるというふうなことだと思っております。

○委員長(梶原茂壽君) 他に御発言もございませんければ、質疑は尽きたものと認めて、御異議はございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梶原茂壽君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もございませんければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梶原茂壽君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。てん菜生産振興臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案どおり可決すること

に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(梶原茂壽君) 全会一致でございまして。よって本案は、全会一致をもって、衆議院送付案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成、その他自後の手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(梶原茂壽君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梶原茂壽君) 速記を起して下さい。

この際、東委員から、発言を求められておりますので、お許しいたします。

○東委員 私は、食糧庁長官がおいでになりますから、二、三、米の配給面の問題について、お伺いをいたしたいのであります。

第一は、米穀小売販売業者のマージンの問題であります。実は小売業者のマージンが非常に低いために、各方面においては、私はおそらくやみをやらなければ、小売業者は成り立っていかないのではないか、こんなような気がするのであります。私も実は生活協同組合をやっております。米の小売の面の配給をやっておりますが、そのときのマージンは五割でございまして、大抵のものは、生活協同組合でありますから、あまりマージンをかけておりませんが、米に関する限りは、実はあまりに低いので、米を

扱うことによつて、生活協同組合の経営が悪化する、こんなような状態になっておりました。そこで、ほかのいろいろなものと比較をしますと、非常に少ないのです。だから正しい意味で、やみをやらぬで配給米ばかりを扱っておりますと、これは成り立っていかない。だからやみをやる、こんなような形が行なわれているのではないかと、こういうふうにも想像するわけですが、こういうふうにも想像するわけですが、したがって、こういうふうな状態、今現にどういふような状態になっているのか、ひとつお知らせを願いたいのであります。

○政府委員(大澤融君) 米の配給の、卸や小売のマージンのことだと思えますけれども、御承知のように現在卸段階では、これは全国平均でございまして、一俵当たり一日三十九円、小売で二百四十七円、そのほかに米をつく費用として四十六円、そういうふうなことで、しめまして四百三十二円というふうなことだと思えますけれども、その後人件費ですとか、あるいは物価ですとか運賃だとかというふうなものの上がついておられます。そういうことで三十七年度の予算では一俵当たり十二円の引き上げをするというふうな予算を組んでおられるわけでありまして、その十二円を卸、小売段階でどういふふうにかかるとかというふうなことは、ただいま大蔵省といろいろ相談をしておりまして、一兩日中にははっきりした結論が出るだろう、こう思っております。

○東委員 十二円ふえることについては承知をいたしておいたのでありますが、その配分はまだまららないのですか。巷間伝えるところによると、もう

はつきりきまつたように聞いておりませんが、まだ決定をしていないのですか。私はかりに十二円ふやすことになつても、まだ小売の段階では非常に困難な情勢にあるのじゃないか。それは最近の配給事情、ことに配給をする場合における、何といひますか、労働者です、これが非常に少なく、米を配給することに非常に困難を来たして、それが実情だろ、うと思つておる。したがつて、今度の十二円の問題は、小売業者のほうにそれは全面的に移してしかるべきじゃないかと、こう思うのですが、これは委員長のほうは反対のようによ考えられますけれども、委員長さんのほうは卸のほうの親玉ですか

○委員長(橋原茂喜君) そうじゃないんですよ。そうじゃないんですが、適当な機会にお話し申し上げます。

○東隆君 それで十二円の問題は別として、これは私はまだ足りないと思つて、それで今数字でもってお話になりましたが、卸と小売の割合、マーシンの割合、それはどんなようなことになつておるか、これはおわかりになりますか。

○政府委員(大澤融君) 割合と申しますのは、十二円についてですか。

○東隆君 以前、たとえば私のところにある資料ですと、卸売部面と小売部面とでもって、戦前の例の食糧団円で、その前の場合なんかのマーシンの小売が一〇%、合計して一一%くらい現行のマーシンのことだ、たとえば卸の面は三・二%になる。それから小売は五・三%、合計するとこれは八・

五%になる。多少ふえて参つておるわけですが、しかしあらゆる面でも小売面における経費というのは非常にふえていつているのじゃないか。それで卸の面における率は、非常にたくさん数量は扱つておるのでありますから、したがつてこれを私はあまり率を高くしなくてもいいけれども、小売の面は扱ひ量が少ないのでありますし、しかも配給の仕事は実には非常にふえてきておる。そういうような関係で、小売の面にも少し重点的に率を移していかなければならぬのじゃないか、もし総体のマーシンのワクを一定にすると、しかし今回は多少ふやした、こういうのでありますから、したがつて小売の面に重点的にそれを振り当てるのが当然じゃないか、こういう考え方もあります。そして、私に詳しく検討してみたいと思つます。というのは、生産の面だの何だのについて、だいたいいろいろ議論するのですけれども、配給の面における問題は、私はやみだの何だの、そういう非常に大きな問題があると思つて、いろいろ資料を少しちょうだいしたいと思つておるので、これをひとつお引き受けを願ひたいのです。

○政府委員(大澤融君) よくわかりました。

○東隆君 次に、私は例の登録関係の問題なんです、小売の段階とそれから消費者の段階の登録の関係は、これは年々改定をすることができるようになつておるのでありますけれども、卸売の段階と小売の段階における登録関係は、昭和二十六年と二十七年にや

たのが、これは公式にやつたわけですが、その後における関係は、これは表面はやれるような形になつておるけれども、いろいろの関係で卸売業者のほうはそれをなかなか承知しない。こんなような形で、適正に行なわれておらない。こういう要望が非常に私どものほうに参るわけです。それを詳細に聞いてみますと、結局、卸部面における人たちが小売段階の登録者を動かさないことによつて非常に安定をいたしましから、そういう関係でもってそれなかなかなか承知しない。こんなような形で、自由競争の非常にいいような面、そういう面がひとつも現われておらないのであります。私は、小売の段階はもとよりのこと、卸と小売の間においても相当サービスをしてほしいのじゃないか。そういうようなことが行なわれるために、登録の切りかえ、そういうことを公然とやれるような形、前に返してやれるような体制をもうやつてもいいのじゃないか。こういうような考え方を待つのですが、この点ひとつお答え願ひたい。

○政府委員(大澤融君) そういう御意見、大いに検討しなければならぬ点だと私思いますけれども、一面、卸と小売との段階の登録がえをひんばんにやるといふようなことになりまして、むしろ競争が過ぎて、かえつて中間マーシンの不合理な増大にもなるというふうなことも検討しながら、今後の問題としては研究していかなければならぬ、こういうふうな思つておられます。

○東隆君 問題がもうすでに起きておつて、もう相当長い間になつてお

ますので、それで私は、小売業者が希望を持つておりながらそれを果たし得ない。こういうのは、これは小売業者が希望しておるがそれをできないのは、卸売業者のほうの一方的な考え方でそれが阻止されている。こういう状況だと、こういうふうに見ているわけでありまして、したがつて、そういうことができないように、省令を改正するとか、その他の方法をやつてしかるべきじゃないか、こう考えるわけですが、政府はそれをやれるような形に省令はできておる、しかも事實は行なわれておらない、こういうのがこれが現実のようでありまして、だからその間の事情を私はもう少し明らかにするためにも、もう少し調査をする必要があるのじゃないか。というのは、希望をしておりながらどうしても卸業者のほうでこれを養成できない。こういうような例がこれは相当たくさん出て参つておるわけでありまして、したがつて、今前に帰つて、そうして大つぱらにそういうものを切りかえをもう一度やると、こういうようなことをやれるのならばこれは私はいい機会じゃないかと、こう思いますし、もしそれができなないとすれば、もう少しオーブにやれるような、そういう手続をとれるようなふうな省令を直す、こういうふうなことが必要じゃないかと、こう考えるわけでありまして、御意見を承ります。

○政府委員(大澤融君) おっしゃいますように、現在の制度としましては、小売業者が登録がえをするというふうなことができないことにはなつておりますが、また、卸売業者も正当な理由がないとこれを拒むということもできない

という制度にはなつておるわけでありまして、これを非常に自由にできるというふうなことにいたします場合には、先ほど申し上げたような弊害というふうなことも考えなければならぬのです。それと、やはり考えあわせて研究をしなければならぬのじゃないかと、こう思つておられます。

○東隆君 長官は研究々々、こう言われるんですが、あまりまだ食糧庁長官におなりになってから長いことたつておられませんか、それで研究々々と云われるのかもしれないけれども、この問題は相当もう長い間からの懸案の問題でありまして、二十六年、二十七年にはやつたんでありますから、そのあとではできるようにはなつておるけれども、停止をされた形になつておるわけ、そうしてやり方はきつめておるけれども、やはり安定した形の上に乗つていくという考えから、なるべく脱落するものを防止する、こんなような考え方に立つておると、この関係をあると思つておるから、この関係をやはりある程度整理せなければならぬときにぶつかつておると思つておる。私はこれをやることによつて、自由主義のいところをやはり活用して、そうしてサービスをさせる、小売業者にサービスをさせる、こういうような体制をやはりある程度作らなければならぬのじゃないか、こういう考え方を承りますが、この点もう一度お答えを願ひたい。

○政府委員(大澤融君) そういう御事情いろいろあると思つておるが、先ほど申し上げたようなことで、研究問題ではあると思つておるけれども、一挙に

たのが、これは公式にやつたわけですが、その後における関係は、これは表面はやれるような形になつておるけれども、いろいろの関係で卸売業者のほうはそれをなかなか承知しない。こんなような形で、適正に行なわれておらない。こういう要望が非常に私どものほうに参るわけです。それを詳細に聞いてみますと、結局、卸部面における人たちが小売段階の登録者を動かさないことによつて非常に安定をいたしましから、そういう関係でもってそれなかなかなか承知しない。こんなような形で、自由競争の非常にいいような面、そういう面がひとつも現われておらないのであります。私は、小売の段階はもとよりのこと、卸と小売の間においても相当サービスをしてほしいのじゃないか。そういうようなことが行なわれるために、登録の切りかえ、そういうことを公然とやれるような形、前に返してやれるような体制をもうやつてもいいのじゃないか。こういうような考え方を待つのですが、この点ひとつお答え願ひたい。

○政府委員(大澤融君) おっしゃいますように、現在の制度としましては、小売業者が登録がえをするというふうなことができないことにはなつておりますが、また、卸売業者も正当な理由がないとこれを拒むということもできない

おっしゃるような制度に踏み切るとい
うわけには、現段階で参らないのじゃ
ないかと、こう思っております。

○委員長(梶原茂嘉君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梶原茂嘉君) 速記をつけて。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十六分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付
託された。

- 一、てん菜生産振興臨時措置法の一
部を改正する法律案(予備審査の
ための付託は二月十五日)

昭和三十一年四月六日印刷

昭和三十一年四月七日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局